

手形・小切手事務サポートサービス（以下「サポートサービス」といいます）および e-パッケージの利用者（以下「契約者」といいます）が、株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます）がインターネット上で提供する機能（機能の内容は 1 条において定めます。以下「割引選択機能」といいます）を利用するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定（以下「本特約」）が適用されるものとします。

1．割引選択機能の内容

割引選択機能とは、本特約第 3 条に基づき、契約者が、サポートサービス利用規定に従って当行に引き渡した委託手形のうち、当行に対して商業手形割引を依頼することを希望する手形（以下「割引希望手形」）を e-パッケージ上で選択したうえ、割引希望手形が記載された当行所定の商業手形割引依頼書（兼代金取立手形依頼返却依頼書）(e-パッケージ専用)（以下「割引依頼書」といいます）をダウンロードできる機能です。

2．割引選択機能の申込

契約者が割引選択機能を申し込む場合には、サポートサービスおよび e-パッケージにかかる当行所定の申込書を当行に提出するものとします。また、契約者が割引選択機能の申込内容を変更し、または割引選択機能を解約する場合には、契約者は当行所定の申込書または解約書等を当行に提出するものとします。

3．割引選択機能での提供機能

契約者が割引選択機能の提供を受ける場合、以下の機能が提供されます。

(1) 手形抽出機能

当行所定の取扱日のうち希望する割引日（以下「割引希望日」）を指定することにより、割引希望日に当行に対して割引を依頼することのできる委託手形（以下「対象手形」）を抽出する機能。

(2) 手形選択機能

対象手形のなかから、割引希望手形を個別に選択する機能。

(3) 割引依頼書印刷機能

割引依頼書を PDF 形式でダウンロードし、または印刷する機能。

4．留意点

(1) 契約者が当行に対して、割引依頼書をもって割引希望手形の割引を依頼する場合には、当行所定の依頼期日、依頼方法、依頼手続および審査等に従うものとします。

(2) 契約者は、当行に対して、割引依頼書をもって割引希望手形の割引を依頼する場合には、割引依頼書を鮮明な状態で印刷するものとします。契約者は、割引依頼書が不鮮明な場合、当行が商業手形割引に応じないことがあり得ることを了解します。また、当行が商業手形割引を行った後でも、割引依頼書の不鮮明等の理由がある場合には、当行の請求に応じて鮮明な割引依頼書の再提出を行うものとします。

5．規定の準拠

本特約に定めのない事項については、サポートサービス利用規定および e-パッケージ利用規定により取り扱います。

以 上